「指定短期入所生活介護（予防短期入所生活介護)」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（第 1473701520 号）

当事業所は利用者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

１．事業者 2
２．事業所の概要 2
３．職員の配置状況 3
４．当事業所が提供するサービスと利用料金 4
５．苦情の受付について 11
６．業務継続計画策定等について 11
７．非常災害対策について 11
８．事故発生時の対応について 12
９．虐待の防止について 12
１０．身体的拘束について 12
＜重要事項説明書付属文書＞ 14

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　若竹大寿会
（２）法人所在地　　神奈川県横浜市神奈川区羽沢町５５０－１
（３）電話番号　　０４５－３８１―３２３２
（４）代表者氏名　　理事長　　竹田　一雄
（５）設立年月日　　平成　元年　３月１６日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
指定第 1473701520 号
※当事業所は介護老人福祉施設わかたけ青葉に併設されています。
（２）事業所の目的　　老人福祉法第５条の２第４項に定める老人短期入所事業で、介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護を行う施設です。要介護１から要介護５（要支援 1 または要支援２）の認定を受けた方で、日常生活上のサービスや機能訓練を行うことを目的としています。
（３）事業所の名称　　介護老人福祉施設　わかたけ青葉
（４）事業所の所在地　神奈川県横浜市青葉区奈良４－６－１
（５）電話番号　　０４５－９６０－０６５１　　０４５－９６０－０３３０（夜間専用）
（６）事業所長氏名　　井澤　美歩
（７）当事業所の運営方針
（介護予防）短期入所生活介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びにご家族の介護負担軽減を図ります。
（８）開設年月日　　平成１８年６月１日
（９）営業日及び営業時間（窓口対応可能時間）

営業日	年中無休
受付時間	９時～１８時

（10）利用定員　　２０人（介護予防短期入所生活介護を含む）
（11）居室等の概要　　当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室　数	備　考
個室（1 人部屋）	１２０室	ユニット型個室
合　計	１２０室	
共同生活室	１２室	
浴室	１８室	個浴・機械浴・特殊浴槽
医務室	１室	
理美容室	１室	
喫茶室	１室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、（介護予防）指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設、設備です。
☆利用される居室は利用者の心身の状況や、居室の空き状況を勘案して施設が決定いたします。

また、ご予約の状況により居室を変更する場合があります。

（12）第三者による評価の実施状況

□	あり	実施日				
		評価機関の名称				
		結果の開示	□	あり	□	なし
☑	なし					

３．職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	配置人数
１．施設長	１名
２．事務員	２名以上
３．介護支援専門員	１名以上
４．生活相談員	２名以上
５．介護職員	４０名以上
６．看護職員	４名以上
７．管理栄養士	１名以上
８．機能訓練指導員	１名以上
９．医師	１名以上

＜主な職種の勤務体制＞

職　　種	勤務時間帯
１．医　　師（内科）	１３：３０～１５：３０　火曜日
２．介護職員	７：００～１６：００ １０：００～１９：００ １２：００～２１：００ ２２：００～　７：００ １６：００～１０：００
３．看護職員	８：３０～１７：３０
４．機能訓練指導員	９：００～１８：００

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスは以下の通りとなります。

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第５条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割又は８割又は７割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事の介助

・当施設では、管理栄養士及び栄養士の立てる献立表により、利用者の栄養面、身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・医師の指示による療養のためのお食事をご用意いたします。

・利用者の自立支援のため離床して食堂（共同生活室）にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）　朝食：8:00～9:00　昼食：12:00～13:00　夕食：18:00～19:00

②入浴

・週 2 回以上の入浴を行います。病気等の理由によって実施不可能な場合は、清拭となる場合がございます。

・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床して過ごすことができるよう配慮します。

・利用者の生活リズムや心身の状態を考慮した支援を行います。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜基本サービス利用料金の概要（１日あたり）＞（契約書第９条参照）

１．利用者の要介護度	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
２．サービス利用料金	7,659 円	8,399 円	9,215 円	9,987 円	10,738 円
３．サービス利用に係る自己負担額	766 円（1 割） 1,532 円（2 割） 2,298 円（3 割）	840 円（1 割） 1,680 円（2 割） 2,520 円（3 割）	922 円（1 割） 1,843 円（2 割） 2,765 円（3 割）	999 円（1 割） 1,998 円（2 割） 2,997 円（3 割）	1,074 円（1 割） 2,148 円（2 割） 3,222 円（3 割）

１．利用者の要介護度	要支援１	要支援２
２．サービス利用料金	5,755 円	7,137 円
３．サービス利用に係る自己負担額	576 円（1 割） 1,151 円（2 割） 1,727 円（3 割）	714 円（1 割） 1,428 円（2 割） 2,142 円（3 割）

※利用者の要介護度に応じた介護保険負担割合証に準ずる自己負担額をお支払い下さい。
※上記の基本サービス利用料に下表『その他、利用者の状況により加算されるサービス』の費用が加わります。
※「（２）介護保険の給付対象とならないサービス」の①から⑫に係るものは含まれていません。
※社会福祉法人による利用者負担軽減確認証を提示いただいた場合は証書に記載された割合を減額します。

『その他、利用者の状況により加算されるサービス』

加算	自己負担金額	加算対象	算定要件
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1 日あたり 24 円（1 割） 48 円（2 割） 72 円（3 割）	利用者全員	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が８０％以上、又は勤続年数１０年以上の介護福祉士の割合が３５％であることに対しての加算
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 日あたり 20 円（1 割） 39 円（2 割） 59 円（3 割）	利用者全員	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が６０％以上であることに対しての加算
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1 日あたり 7 円（1 割） 13 円（2 割） 20 円（3 割）	利用者全員	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が５０％以上、又は常勤職員の割合が７５％以上、又は勤続年数７年以上の割合が３０％以上であることに対しての加算
機能訓練体制加算	1 日あたり 13 円（1 割） 26 円（2 割） 39 円（3 割）	利用者全員	機能訓練指導を行う常勤の理学療法士、作業療法士等を配置していることに対しての加算
看護体制加算Ⅰ	1 日あたり 5 円（1 割） 9 円（2 割） 13 円（3 割）	（要介護） 利用者全員	常勤の看護師を 1 名以上配置していることに対しての加算
看護体制加算Ⅱ	1 日あたり 9 円（1 割） 18 円（2 割） 27 円（3 割）	（要介護） 利用者全員	常勤の看護職員をご利用者様２５名に対し 1 名以上配置していることに対しての加算
看護体制加算Ⅲ	1 日あたり 13 円（1 割） 26 円（2 割） 39 円（3 割）	（要介護） 利用者全員	上記Ⅰの要件に加え、前年度又は前３カ月間の利用者の総数のうち、要介護３以上の利用者の占める割合が７０／１００以上である場合 （Ⅲを算定する場合、Ⅰは算定できない）

看護体制加算Ⅳ	1日あたり 25円（1割） 50円（2割） 75円（3割）	（要介護） 利用者全員	上記Ⅱの要件に加え、前年度又は前３カ月間の利用者の総数のうち、要介護３以上の利用者の占める割合が７０／１００以上である場合 （Ⅳを算定する場合、Ⅱは算定できない）
夜勤職員配置加算Ⅱロ	1日あたり 20円（1割） 39円（2割） 59円（3割）	（要介護） 利用者全員	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上上回っていることへの加算
夜勤職員配置加算Ⅳ	１日あたり 22円（1割） 44円（2割） 66円（3割）	（要介護） 利用者全員	上記Ⅱの要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること （Ⅳを算定する場合、Ⅱは算定できない）
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	当月総利用単位数 ×0.163単位	利用者全員	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、指定介護福祉施設サービスを行なった場合、その月の総利用単位数の１６．３％に相当する単位数を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	当月総利用単位数 ×0.176単位	利用者全員	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、指定介護福祉施設サービスを行ない且つ必要な加算要件を満たした場合、その月の総利用単位数の１７．６％に相当する単位数を加算
療養食加算	1回あたり 9円（1割） 18円（2割） 27円（3割）	該当者のみ	療養食を提供した場合（１日３食を限度とし、１食を１回として１回単位の評価）
送迎加算　　※片道	201円（1割） 401円（2割） 601円（3割）	該当者のみ	居宅と事業所間の送迎を行った場合に対しての加算
緊急短期入所受入加算	1日あたり 98円（1割） 196円（2割） 294円（3割）	該当者のみ	居宅サービス計画においてその計画外での緊急利用の受け入れを行った場合に対しての加算
個別機能訓練加算	1日あたり 61円（1割） 122円（2割） 183円（3割）	該当者のみ	個別機能訓練計画に基づき、機能訓練を行っている場合
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月あたり 109円（1割） 218円（2割） 327円（3割）	該当者のみ	外部のリハビリテーション専門職と施設の職員と共同で個別の機能訓練計画を作成し、計画的に 機能訓練を実施した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月あたり 218円（1割） 436円（2割） 653円（3割）	該当者のみ	外部のリハビリテーション専門職が施設を訪問し、施設の職員と共同で個別の機能訓練計画を作成し、計画的に 機能訓練を実施した場合　（個別機能訓練加算を算定している場合は月100単位に調整）
医療連携強化加算	1日あたり 64円（1割） 127円（2割） 190円（3割）	該当者のみ	医療的処置（喀痰吸引、胃ろう等）を実施する状態にあり、その緊急時の対応に係る取り決めを行っている場合

在宅中重度受入加算	1日あたり 450～463円 （1割） 899～925円 （2割） 1,348～1,388 円 （3割）	該当者のみ	当該利用者が利用する訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合 ※看護体制加算の算定条件による
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり 218円（1割） 436円（2割） 653円（3割）	該当者のみ	医師により、認知症の行動、心理症状が認められ、サービスを利用する場合
若年性認知症利用者受入加算	1日あたり 131円（1割） 261円（2割） 392円（3割）	該当者のみ	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った場合
口腔連携強化加算	1月あたり 55円（1割） 109円（2割） 164円（3割）	該当者のみ	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、当該評価の結果の情報提供を行ったときに加算される。
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1月あたり 109円（1割） 218円（2割） 327円（3割）		※次のいずれにも該当する場合 ①加算Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること ③職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること ④１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月あたり 11円（1割） 22円（2割） 33円（3割）		※次のいずれにも該当する場合 ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ②見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。 １年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと
認知症専門ケア加算Ⅰ	1日あたり 4円（1割） 7円（2割） 10円（3割）		※次のいずれにも該当する場合 ①入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（対象者）が50%以上であること ②認知症介護に係る研修を終了している者を、基準以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること ③施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること

認知症専門ケア加算Ⅱ	1日あたり 5円（1割） 9円（2割） 13円（3割）		※Ⅰの要件に加え、次のいずれにも該当する場合 ①認知症介護の指導に係る研修を修了している者を 1 名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること ②介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第６条、第１１条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当該サービス利用料金を相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

＜サービスの概要と利用料金＞

①居室の提供・食事

区分	滞在費（日額）	食費 （各食事の内訳は下記参照）	おやつ代
	ユニット型個室		
利用者負担 第1段階	８８０円	３００円	１３０円
利用者負担 第2段階	８８０円	６００円	１３０円
利用者負担 第3段階①	１，３７０円	１，０３０円	１３０円
利用者負担 第3段階②	１，４７０円	１，３６０円	１３０円
利用者負担 第4段階	３，８００円	１，８００円	１３０円

標準的な食費の内訳

朝食・・４００円　　昼食・・７５０円　　夕食・・６５０円

利用者負担第１段階～第３段階に該当される方の食費は上表の金額が上限となります。

②特別な食事

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理髪・美容代

理容師・美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金： 実費

④特別な医療材料費

医療機関、医師からの指示により、個別に使用する医療材料についての手配・準備を致します。

利用料金：実費

⑤特別な希望による買い物代行費

利用料金：１件あたり　５００円

※ただし、通信販売、宅配サービスの代行は除きます。

※ご家族様が怪我、病気、入院等で対応困難な場合でのご相談となります。

⑥個人の希望による銀行振込等、諸手続の代行

１回あたり　１５０円

※ご家族様が怪我、病気、入院等で対応困難な場合でのご相談となります。

⑦外出送迎・付添費

１ｋｍにつき２５円（実走距離、１ｋｍ未満切り捨て）

※ただし、施設車両の空き状況・目的地までの距離によっては、対応が出来ない場合もございますのでご了承ください。

職員の付添を必要とする場合

職員１名　１５分　３００円（運転手以外）

※職員の付添費用は１５分単位となります。

１５分未満の端数が生じた場合には１５分の費用を申し受けます。

※職員の配置状況によっては、対応が出来ない場合もございますのでご了承ください。

⑧レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。

利用者の個別選択によるレクリエーション、クラブ活動によっては実費相当分をご負担いただく場合があります。

例）　・利用者の希望による外出代　　・クラブ活動の材料代　　等

⑨個人情報の開示

利用者は、サービス提供に関する記録を原則として閲覧することができます。

複写物を必要とする場合には実費（１０円／枚）をご負担いただきます。

ただし、他の利用者のプライバシーにかかわる閲覧、複写はお断りさせていただきます。

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

居室にてご使用になるお持込になられた電化製品については下表の様な電気料金をいただきます。

１００W以下　１０円／日　　２００W以下　２０円／日　　２０１W以上　４０円／日

⑪テレビ使用料　５０円/日（電気代含む）

※居室に備えつけのテレビとなります。

⑫日用品費

A 日用品セットでのお支払いを希望の場合

内　容	費　用
私物的な日用品（おしぼり・ペーパータオル・T字カミソリ・ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤）	1 日 100 円

※日用品のセットは、必要な量をお使いいただけますが、施設内の利用に限ります。

B 利用品目ごとのお支払いを希望の場合

内　容	費　用
私物的な日用品（おしぼり・ペーパータオル・T字カミソリ・ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤）	実　費

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第９条参照）

原則として利用者負担金は、利用実績（月単位）に基づき、翌月２７日に事前に手続きを行った金融機関（ゆうちょ銀行含む）より引き落としさせていただきます。

ただし、自動引き落としが開始される迄の間は、事業所から発行する請求書に基づき、サービス利用月の翌月末日までに、事業者指定の金融機関口座にお振り込みください。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日２日前までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の２日前までに申し出がなく、前日及び当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の２日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の　５０％ （自己負担相当額）
利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の利用料金の１００％ （自己負担相当額）

○サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼動状況について利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の契約可能期間を利用者に提示します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。また、契約書第１４条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算していただきます。

５．苦情の受付について（契約書第２５条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

［責任者］　施 設 長　　：井澤　美歩

［担当者］　介護支援専門員：井原　真紀子

○受付時間　毎週月曜日～金曜日　　９：００～１８：００

○電話０４５－９６０－０６５１　　ＦＡＸ０４５－９６０－０６５３

（２）苦情受付の体制

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制を下記のようにとっております。

○苦情があった場合は、直ちに担当者がご連絡を取り、詳しいご事情を伺うと共に、担当者からも事情を確認いたします。

○担当者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行います（検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで対応結果を報告します)。

○検討の結果、速やかに具体的な対応を行います。

○記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

また、苦情受付ボックスを設置しています。

（３）行政機関その他苦情受付機関

神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地　横浜市西区楠町２７－１ 電話番号　０４５－３２９－３４４７ 受付時間　月曜日から金曜日　８：３０～１７：１５
横浜市はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）	所在地　横浜市中区本町６－５０－１０ 電話番号　０４５－２６３－８０８４ 受付時間　月曜日から金曜日　９：００～１７：００
かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局	所在地　横浜市神奈川区反町３丁目１７－２ 電話番号　０４５－３１１－８８６１ ＦＡＸ　０４５－３１２－６３０２ 受付時間　月曜日から金曜日　９：００～１７：００

６．業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

７．非常災害対策

（１）当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。

（２）非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

（３）定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
　　防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓設備
　　防災訓練　　年２回実施　（内１回夜間想定訓練）

８．事故発生時の対応について

（１）サービス提供等により事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
（２）医師、看護師等の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関等での診察を依頼します。
（３）前２項のほか、事業所は、利用者又は身元引受人が指定する方、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

９．虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。
②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
③職員が支援にあたっての悩みや課題を相談できる体制を整備するとともに、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
④虐待防止のための指針の整備をしています。
⑤職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
⑥サービス提供中に、当施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１０．身体的拘束等について

当施設は、原則として利用者に対して身体的拘束等をおこないません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察ならびに検討内容について記録し、5 年間保存します。
また、当施設として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
②非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
③一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

西暦　　年　　月　　日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定（介護予防）短期入所生活介護　わかたけ青葉
説明者
　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意して交付を受けました。

利用者
　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆者
　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　※代筆の場合、代筆理由を記載下さい
　　代筆理由（　　）

身元引受人
　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

※この重要事項説明書は、横浜市指定（介護予防）居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（第１３９条１項）に基づき、利用申込者又はその家族等への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．事業所の概要

（１）建物の構造　　鉄筋コンクリート造　地上４階建
（２）建物の延べ床面積　８，５９５．６㎡
（３）併設事業
当施設では、次の事業を併設して実施しています。
［介護老人福祉施設］　平成１８年３月１日指定　横浜市　147371520　号　定員 100 名
［介護予防短期入所生活介護］平成１８年６月１日指定　横浜市　147371520　号　定員 20 名

２．職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

施設長・・・・・・・・・・・施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

副施設長・・・・・・・・・施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理の補佐を一元的に行います。

事務員・・・・・・・・・・・利用者に関わる、必要な事務手続きを行います。

介護支援専門員・・・利用者に係る（介護予防）短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員がかねる場合もあります。

生活相談員・・・・・・・利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員・・・・・・・・・利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員・・・・・・・・・主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

管理栄養士・・・・・・・特別食及び一般食の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養管理指導を行います。

栄養士・・・・・・・・・・・食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行います。

調理員・・・・・・・・・・・給食業務全般を行います。

機能訓練指導員・・・利用者の機能訓練を担当します。

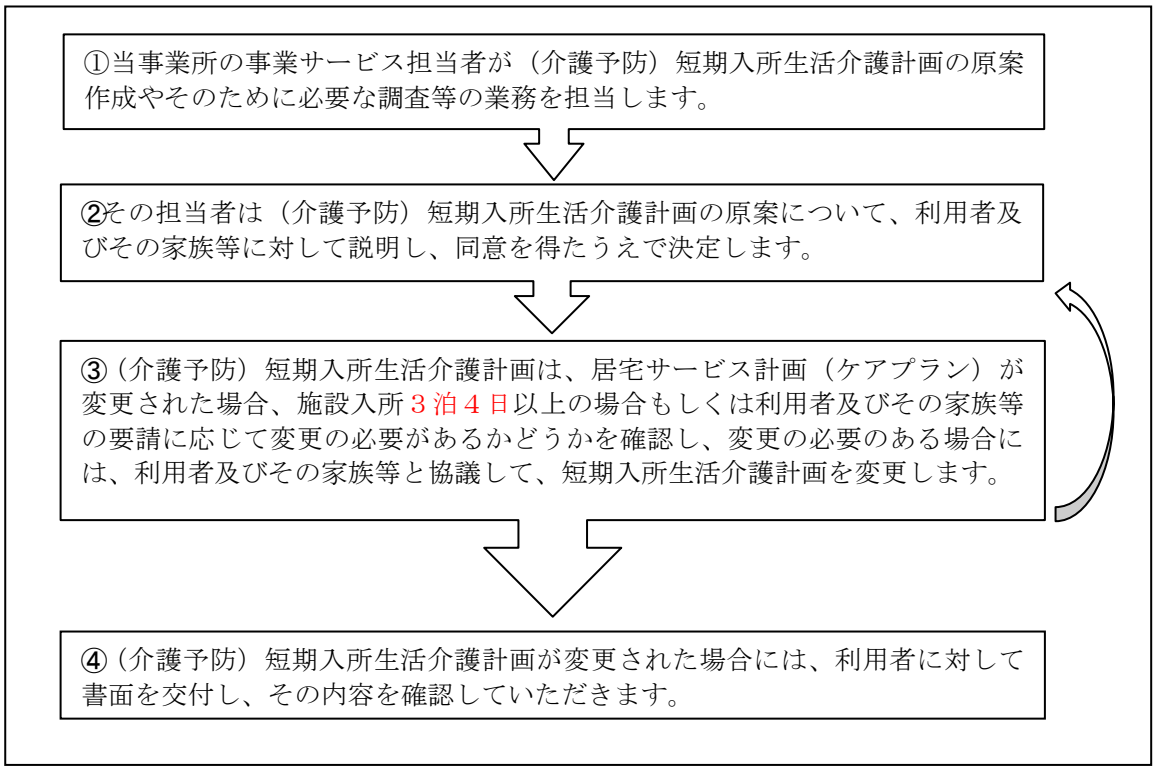
歯科衛生士・・・・・・・利用者の口腔ケアを担当します。

医　師・・・・・・・・・・・利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

※　上記の配置職種は法人全体を含むものであり、当施設には配置されていない職種もあります。

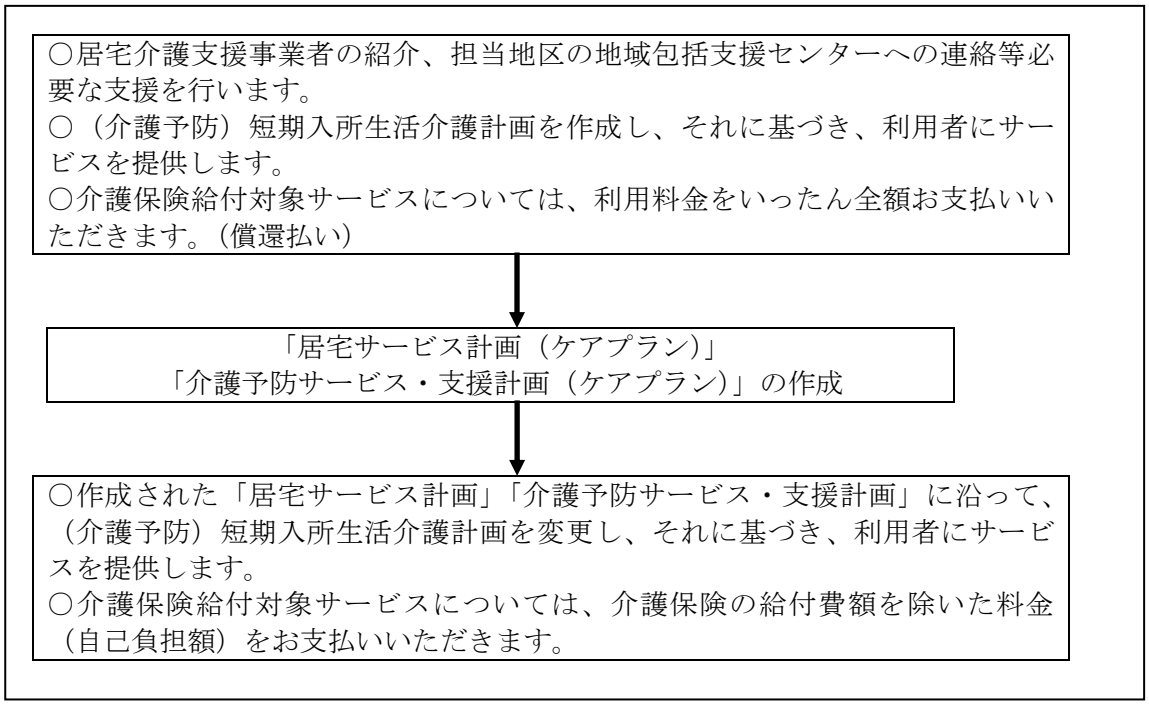
３．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン)」「介護予防サービス・支援計画（ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第４条参照）

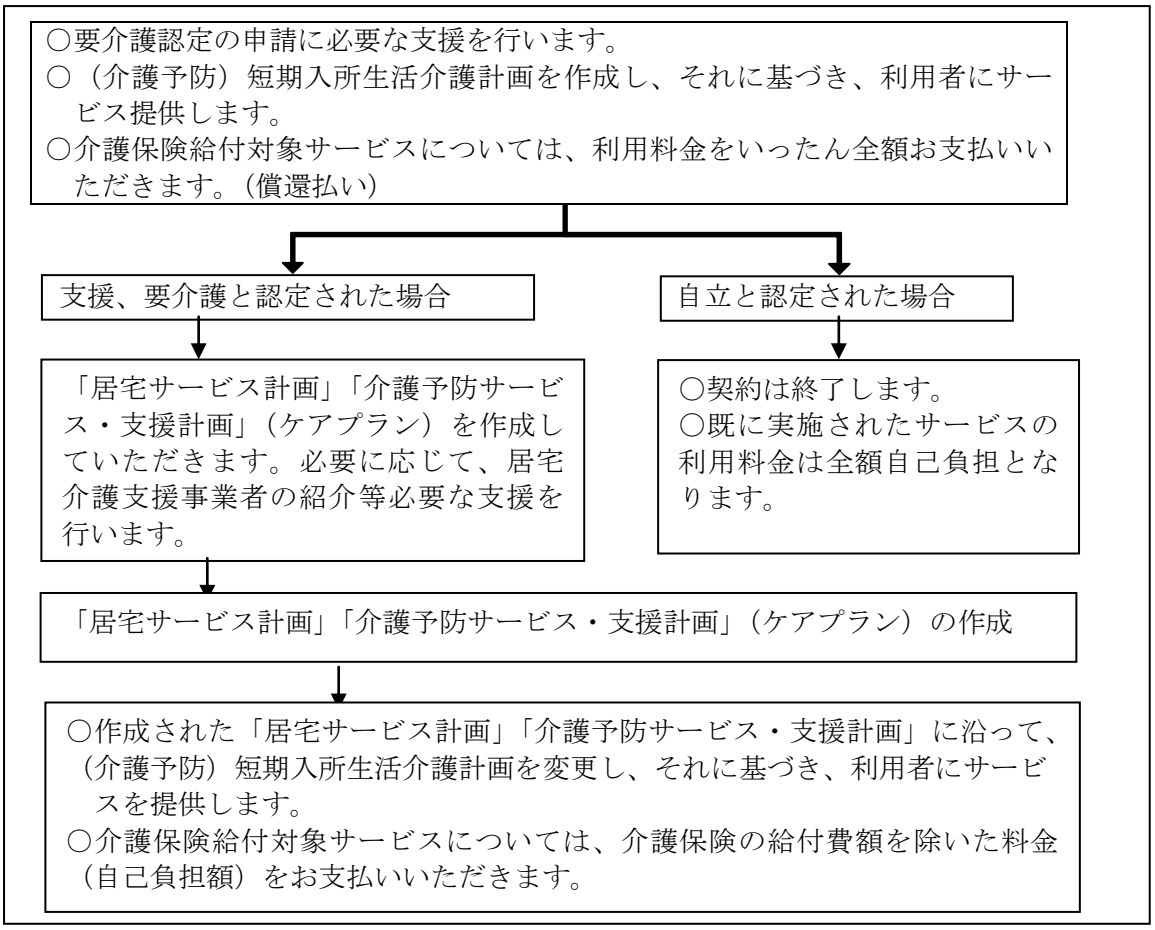


（２）利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン)」「介護予防サービス・支援計画（ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



４．サービス提供における事業者の義務（契約書第１２条、第１３条参照）

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① 利用者の生命、身体、生活環境等の安全･確保に配慮します。
② 利用者の体調、健康状態等の必要な事項について医師又は看護職員と連携し、利用者から聴取、確認します。
③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、必要事項を記録し、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑤ 利用者へのサービス提供時において、利用者が病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
⑥ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、利用者又は身元引受人等の請求があった場合には、原則として当該記録を閲覧に供します。
なお、正当な理由がある場合に限り、複写物を交付します。
介護記録開示請求権利者より介護記録開示請求があった場合には、下記のように取り扱わせていただきますので、ご理解ください。
1 介護記録開示請求について利用者の意思表示があった場合は、そのご意思を優先します。
2 利用者が故人で生前の意思表示が確認できない、またはご利用中であるが意思表示が出来ない場合で、介護記録開示請求権利者から正当な手続きにより介護記録開示請求があった場合には、その請求に応じ開示致します。

なお当法人は、家族間の考え方の不一致については、家族間で直接解決していただくことを前提にしており、職員が家族間に入り情報伝達や調整等は行わないこともご理解ください。

⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は身元引受人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。これは、契約が終了した後も継続します。（守秘義務）
ただし、利用者に医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

⑧ 事業者は、従業員の資質向上のための研修の機会を、次の通り設けます。
採用時研修　採用後３ヶ月以内
継続研修　　年１回

５．サービスの利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込み品について

入所にあたり、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物、高価なもの、現金については持込をお断りすることがあります。

食品の持込については可能ですが、ご利用者の健康管理や衛生管理、安全確保のため内容によっては持込をご遠慮いただく場合があります。食品を持ち込まれる際は、必ず職員にお申し出ください。

なお、賞味期限の切れた食品に関しましては職員の判断で破棄させていただく場合があります。

（２）面会

面会方法や時間については、感染症の状況により適宜変更されます。都度、別紙でご案内をさせていただきますが、急な変更もございますのでご了承ください。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に罹患されていたり、泥酔状態の場合等、利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りすることがあります。

※貴重品、現金をお持ち込みされる場合は必ず職員にお申し出下さい。

（３）食事

食事が不要な場合は、前々日１７時までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 ４(２)項目に定める食事の利用料金は減免されます。

（４）施設・設備の使用上の注意（契約書１４条、第１５条参照）＊

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○利用者が、事業所の施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

○利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその身元引受人等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用法等を決定します。

（５）喫煙

原則施設内での喫煙はできません。

（６）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団恵有会　緑協和病院
所在地	横浜市青葉区奈良町１８０２
電話番号	０４５－９６２－６６６６
診療科	内科、リハビリテーション科

医療機関の名称	医療法人社団三喜会　横浜新緑総合病院
所在地	横浜市緑区十日市場町１７２６－７
電話番号	０４５－９８４－２４００
診療科	消化器センター、脳神経センター、整形外科、脊椎脊髄外科、内科、循環器内科、呼吸器内科、乳腺外科、婦人科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、麻酔科

医療機関の名称	医療法人社団一成会　たちばな台病院
所在地	横浜市青葉区たちばな台２－２－１
電話番号	０４５―９６２－３３３８
診療科	内科・総合診療科、循環器内科、人工透析内科、消化器外科、整形外科、血管外科

医療機関の名称	吉田皮フ科
所在地	川崎市宮前区鷺沼１－１８－１プレール鷺沼ヴェルエスタ２０２
電話番号	０４４-８８８－４３１２
診療科	皮膚科

医療機関の名称	わかたけクリニック
所在地	横浜市神奈川区平川町 4-1 ヴィラ石倉 301・302 号室
電話番号	０４５-５４８－９０９９
診療科	精神科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	オーラルクリニック宮崎台
所在地	川崎市宮前区宮崎２－９－３　２Ｆ
電話番号	０４４－８２０－６４８１
診療科	歯科

６．損害賠償について（契約書第１６条、第１７条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

７．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約期間満了日までとします。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。（契約書第１９条参照）

① 利用者が亡くなられた場合
② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損又は建替等により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ 契約書第２０条から第２２条に基づき契約が解約又は解除された場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦ 本契約期間が満了した場合

（

１）利用者からの退所の申し出

（解約・契約解除）（契約書第８条、第１１条、２０条、第２１条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 利用者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
⑦ 運営規定の変更に同意することができない場合

（２）事業者からの退所の申し出（契約解除）（契約書第２２条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 利用者及び身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② 利用者及び身元引受人による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延した場合

③ 利用者又は関係する者が、事業者又はサービス従業者或いは他の利用者その他関係者に対してカスタマーハラスメントに該当する次の事由が発生した場合
・暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
・サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載する行為

④ 利用者又は関係する者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

⑥ 利用者が正当な理由なく３日以上居室を利用しない時